

清い票 積ってよい国 よい政治!

★投票できる人
投票できる人は、昭和十五年十一月一日までに生まれた方で、本年七月三十一日以前から市内に居住し、選挙人名簿にのっている方。

★投票の時間は
投票日は十一月二十日(日曜日)で、投票時間は朝七時から夕方六時まで。みんなそろって必ず投票に行きましょう。

★投票所はどこか
投票所は全市で二百九十二カ所。あなたの投票所がどこであるかは区役所からの別のビラをご覧ください。

★投票用紙の区別
投票の混乱を防ぐため、投票用紙は、衆議院議員が白紙にあずき色刷り、最高裁判所裁判官が白紙に緑色刷りと色が違ってきます。

★投票の順序は
衆議院議員選挙が先で、最高裁判

所裁判官の国民審査があとです。国民審査の場合、罷免すべきであると思われるときだけ、投票用紙の記載欄にX印をつけてください。

★不在者投票するには
公用で出張していたり、病気などで投票日に投票できない見込みの方は投票日の前日までに不在者投票ができます。多少手続きがいりますが、区選挙管理委員会やそれ／＼の場所での不在者投票管理署へお申し込みください。

★点字投票もできます
盲人の方のために、各投票所に点字器を用意しています。投票管理署へ申し出て下さい。

★代理投票は
身体の不自由な方や字の書けない方は投票管理署に代筆を申し出ることもできます。

また、おとしりや足の悪い方

ど、付き添いの必要な方は投票所の入口から係員がお連れします。

★選挙運動は公明に
あらゆるスポーツに必ずルールがあり、フェアプレーの精神がもつとも尊重されるように、選挙でも公職選挙法で定められたルールに従って正々堂々と勝敗を競わなければなりません。

一般に禁じられている選挙運動の例：
▽公定の選挙用ヘガキ以外のヘガキや手紙などで推せん状や依頼状を出すこと
▽戸別訪問をする
こと(車中や路上での個々の面接はよい)
▽署名運動をすること
▽人をたたくさん集めで氣勢をはること
▽演説会場や街頭演説の場所以外で連呼行為をすること
▽夜九時から朝六時までに連呼行為をすること
▽一定の標旗なしに街頭演説をすること。

官・教員・徴税吏員・特別職でない国家公務員・未成年者などはいっさい選挙運動が禁止されています。また、選挙事務関係者や一般地方公務員などは関係区域内に限って選挙運動を禁じられています。

選挙運動の期間：立候補届け出の日から投票前日の十九日まで。

★選挙公報は各ご家庭へ
選挙公報は候補者選択の手引きです。選挙区内の候補者の写真・氏名・経歴・政見などがのっています。掲載文の内容は候補者から提出された原文のままです。

遅くとも十八日までにみなさんのご家庭にお届けします。よく読んで、投票の参考にしましょう。

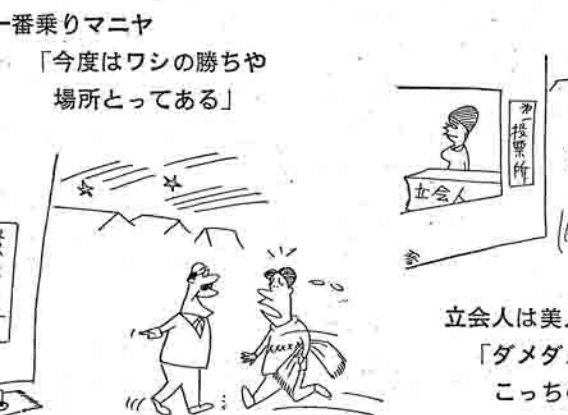
★審査公報は
こんどの審査の対象となる裁判官は、昭和二十二年八月に任命された小谷勝重・島保・斎藤悠輔・藤田八郎・河村又介、昭和三十三年



明朗なる選挙を推進
宣言
今般行なわれる衆議院議員総選挙に際しては、民主政治確立のため、候補者の公正なる選挙運動と有権者各位の良識ある判断を期待し、真に明朗なる選挙の推進を強力に展開することをここに宣言する。

昭和三十五年十月二十七日
大阪市区選挙管理委員会

守ろう守らせよう選挙法!



衆議院議員
総選挙
最高裁判所裁判官
国民審査

11月20日

日曜日 朝7時~夕6時

選挙は私たちのくらしに直接結びついています。明るい生活、住みよい社会、それはあなたの清い一票にかかっています。よく見、よく聞き、よく考えて私たちの代表にふさわしいりっぱな人を選びましょう。棄権は私たち自身の墓穴を掘ることです。

●衆議院議員の総選挙、最高裁判所裁判官の国民審査が今月二十日に行なわれます。選挙こそ政治の良しあしを決める唯一のときです。私たちの生活を左右し、日本の運命を決める大事なときですから、私たち主権者の意思を的確に一票一票に表わせるよう努力したいものです。

いま、市区選挙管理委員会では全力をあげて万端の準備をすゝめています。

●現在衆議院の議員定数は四百六十七名で全国を百十八の選挙区に分け、一選挙区の定員を三名~五名とする中選挙区制がとられています。

●大阪市内は一区と二区の二つの選挙区に分けられており、定員はそれぞれ四名です。投票記載台の上方に候補者一覧表を掲げてありますので、その中から一名を選べばよいわけです。

●国民審査は憲法の「最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行なわれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行なわれる衆議院議員総選挙の際さらに審査に付し、その後同様とする」という規定に基づいて行なわれるものです。

●港区は市議補欠選挙も
港区では北条市議死去に伴う市会議員補欠選挙が総選挙の投票日の二十日にあわせて行なわれます。

○投票の順序は市会議員、衆議院議員、最高裁判所裁判官の順で、補欠選挙の投票用紙はうぐいす色の紙に黒刷りです。

六月に任命された高木常七・石坂修一、先月任命された横田喜三郎の八氏で、審査公報にはこれらの方々の経歴など参考事項が掲載されています。選挙公報といっしょにお届けします。

★無効投票にご注意
明るい、よい政治を願いながら、心をこめて投じた一票が無効になるほど残念なことはありません。候補者の名前を二人以上書いたり候補者以外の名前や余計なことを書くとも無効になりますからご注意ください。かな書きは有効です。

★入場券はいりません
他都市などでは、投票のための入場券を発行していますが、大阪市中では発行していません。転入して初めての方などは勝手が違うかも知れませんが、お気軽に投票所へお出かけください。

▲明るい政治は明るい選挙から